

古紙・飲料用空き缶・乾電池の回収

※FMがいや(76.9MHz)で、毎日5分間の資源リサイクル情報を放送中です。

※資源回収日が祝日などと重なる自治会では、臨時回収日として別の日に回収しています。間違いがないように注意してください。午後1時から回収します。

【宇和島】古紙・缶・乾電池の回収 午前8時30分まで(雨の場合、古紙の回収は中止)

伊吹町北2区、泉町2、祝森上(柿の木(上・下)・祝の川) ▶古紙・乾電池のみ=天神町(東)・(南)、錦町、下波校区(神崎・柿之浦・東・結出・西・島津)	1日(第1月)
夏目町3、新田町2、別当1・5、保手1~5、坂下津2区、丸之内2 ▶古紙・乾電池のみ=本町追手2(裡町)、鶴島町(西)・(中)、御幸町1・2、丸之内4	2日(第1火)
明倫町4・5、本町追手2(本町)、丸之内3、寿町1・2、朝日町1・3、弁天町1・3	3日(第1水)
大浦1・2区、朝日町4、別当公務員住宅、中央町1(東)、元結掛1 ▶古紙・乾電池のみ=伊吹町西1区、御殿町、京町	4日(第1木)
和霊東町1・3、伊吹町北1(第2) ▶古紙・乾電池のみ=和霊元町3	5日(第1金)
下高串、奥高串、上光満、明倫町2・3、別当県第1団地、青葉台団地、夏目ヶ市(上)団地、長堀1~3、宮下、宮下団地 ▶古紙・乾電池のみ=戎山	8日(第2月)
野川2~4区、祝森上(草木団地・下)、祝森中(福来・阿瀬部)、保田 ▶古紙・乾電池のみ=祝森団地、鹿田団地	9日(第2火)
愛宕町1~3、宇和津町1~3、賀古町1・2、笹町1・2、妙典寺前1・2区、本川内 ▶古紙・乾電池のみ=別当2・6、新屋敷	10日(第2水)
妙典寺前3~5区、神田川原1・3区、恵美須町2、桜町、蔭淵校区(大島を除く)	11日(第2木)
大浦3区、赤松、住吉町3区、須賀通	12日(第2金)
丸之内5、和霊町西2区、並松1、並松、新田町1、山際1、竹園団地、中沢町1、新田町3 ▶古紙・乾電池のみ=和霊中町2、寄松上・下、新田町4	15日(第3月)
丸穂町3・4、新町1(南)、中央町2(丸之内)、大宮町1(西)・2(上)、和霊元町2(2区)、本町追手2(北町)、丸穂町1(東)・(西) ▶古紙・乾電池のみ=中央町2(裡町)	16日(第3火)
泉町1(西)・3・4、和霊中町1、県営明倫団地、伊吹町東2~4区 ▶古紙・乾電池のみ=豊浦	17日(第3水)
柿原1区、遊子校区(明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎)	18日(第3木)
朝日町2、柿原2区、佐伯町1、本村 ▶古紙・乾電池のみ=柿原3区	19日(第3金)
石応 ▶古紙・乾電池のみ=白浜	20日(第3土)
和霊元町2(1区)、和霊中町3、和霊元町4 ▶古紙・乾電池のみ=堀端町、九島校区(蛤1・2区、百之浦、本九島1・2区) ▶缶のみ=白浜	22日(第4月)
住吉町1・2、築地町1・2、藤江1・2区 ▶古紙・乾電池のみ=藤、大小浜、坂下津1区	23日(第4火)
夏目町2、夏目ヶ市、榊形町1、遊子校区(番匠、魚泊、水荷浦、津の浦)	24日(第4水)
和霊町西1区、和霊元町1(1区)、伊吹町北1区(第1)、薬師谷団地、別当県第2団地、江の組、日の組、家藤、中組、徳の森 ▶古紙・乾電池のみ=祝森下(鷹の子・石丸・成川)	25日(第4木)
大超寺奥1・2区、佐伯町2、本町追手1、大宮町1(東)・2(新)、御徒町	26日(第4金)
▶古紙・乾電池のみ=三浦地区(天満・安米・大内)	30日(第5火)
戸島、嘉島、日振島	29日(第5月)

【吉田・三間・津島】古紙の回収 午前8時30分まで(雨の場合は中止)

吉田橋上	11日(第2木)	是能、コスモタウン、曾根、成家、則、大藤	1日(第1月)	岩松	9日(第2火)
吉田橋下	18日(第3木)	黒井地、戸雁	2日(第1火)	清満	16日(第3火)
立間	4日(第1木)	宮野下町・村、北増穂	3日(第1水)	御槇・上槇	23日(第4火)
玉津	4日(第1木)	小沢川、川之内、迫目、務田	10日(第2水)	畑地(上槇を除く)	8日(第2月)
奥南	25日(第4木)	元宗、増田、土居中、中野中、波岡、田川、金銅	15日(第3月)	下灘・南部	15日(第3月)
喜佐方	25日(第4木)	土居垣内、古藤田、大内、是延、兼近、三間中間、黒川、音地	16日(第3火)	北灘(南部を除く)	22日(第4月)
				竹ヶ島	5日(第1金)

【校区回収】古紙・乾電池の回収(雨の場合は中止)

回収場所がわからない場合は、生活環境課へお問い合わせください。

城東中学校区	広小路、元結掛2、山際2、新田町1、別当県第1団地、薬師谷、寄松中、寄松下 ▶乾電池のみ=堀端町、御殿町、宮下団地	9日(第2火) 26日(第4金)	午前10時まで
城南中学校区	榊形町3(1・2区)、丸之内1、中央町1(中)、新町1(東)、恵美須町1、鶴島町(中)、大宮町3(第2) ▶乾電池のみ=丸之内2、本町追手2(北)、和霊元町1(2区)、和霊元町4	5日(第1金) 16日(第3火)	正午まで
城北中学校区	伊吹町東1区、和霊町北通、北宇和島町 ▶乾電池のみ=和霊東町2・3	12日(第2金) 23日(第4火)	正午まで

※古紙は「新聞」「ダンボール」「紙パック(牛乳パックなど)」「雑誌・雑がみ」の4分類です。
ひもで十文字にしばって出してください。

- 自治会などが回収した資源は、その団体の所有物です。取らないでください。
- 資源物持ち去り防止のため、資源ステーションを巡回しています。
- 自治会などによって回収品目が異なりますので、お住まいの地区でご確認ください。

【問合先】

生活環境課 ☎24-1111

吉田支所福祉環境係 ☎52-1113

津島支所福祉環境係 ☎32-2721 内線5921

(犬・猫の引き取り) 県動物愛護センター ☎089-977-9200

生活環境課吉田分室 ☎52-4389

三間支所福祉環境係 ☎58-3311 内線2180

ごみステーションの
施設整備を補助申込を希望する
場合はお早めに!

環境美化のため、衛生的・機能的なごみ（資源）ステーションの整備経費の一部を助成します。

【対象】 次のすべての条件を満たすもの
 ▷ 地域住民の合意による自治会などの施設整備
 ▷ 収集作業などの効率がよくなるもの ▷ 10世帯以上で利用（10世帯未満でも対象になる場合あり）

【補助金額】 施設整備経費（用地の取得・賃貸借経費を除く）の2分の1以内で上限10万円（100円未満切り捨て）

※申込が補助予定数になり次第、終了します。

※詳しくはお問い合わせください。

【問合先】 生活環境課 ☎内線2272

○電気式生ごみ処理機

微生物の働きや乾燥装置で生ごみを減らします。



○生ごみ処理容器

生ごみの水分を土の中に吸収させて、残りを堆肥化して土に戻します。

※土の上で使用してください。コンクリートやアスファルトの上では使用できません。

生ごみ処理に助成金
家庭からごみの減量化を!

家庭から出るごみの多くを占めている生ごみを減らすために生ごみ処理機を設置してみませんか。

市は、増え続けるごみの減量対策として、家庭で処理ができる電気式生ごみ処理機・処理容器を購入した人に購入費の一部を助成します。

【補助金額】 購入金額の2分の1以内で上限3万円（100円未満切り捨て）

※1家庭あたり年1台（電気式は2年で1台）まで

【対象】 市に住民登録があり、平成25年4月1日以降に市内業者から購入した人

※インターネットや通信販売など市外業者からの購入は対象外

※戸島・嘉島・日振島・竹ヶ島の方は電気式生ごみ処理機は対象になりません。

【申請に必要なもの】

印かん、領収証、本人名義の預金通帳（漁協は除く）、保証書（電気式のみ）

※随時受付しますが、補助件数に限りがあります。申込を希望する人は早めに申し込んでください。

【申込・問合先】 生活環境課 ☎内線2272
または各支所福祉環境係

【鶴島公民館・市役所】 古紙回収 ※ひもで十文字にしばって出してください。

鶴島公民館と市役所でも、古紙回収をしています。近くに古紙を出す場所がない人や出し忘れた人はご利用ください。

	鶴島公民館	市役所
回収日時	4月9日(火) 午前10時～午後2時 (毎月第2火曜日・祝日の場合は翌日)	4月4日(木)・15日(月)・24日(水) 午後1時～4時 (毎月4のつく日・土日祝の場合は翌平日)
回収場所	鶴島公民館（鶴島小学校校門近く）	市役所裏（A棟入口）
回収する古紙	○新聞 ○紙パック（牛乳パックなど） ○ダンボール ○雑誌・雑がみ	

【問合先】 生活環境課リサイクル推進係 ☎内線2272